令和5年 日本うつ病作業療法研究会 定款 新旧対照表

守付3 年 日本チプ州作業療法研究会 足泳 利旧対照衣		
修正前(平成29年7月1日施行)	修正後(令和5年7月1日施行)	修正の理由
第1章 総 則	第1章 総 則	
<入 会>	<入 会>	
第6条 会員になろうとする者は、入会申込書に別に定める	第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出	○暫定的に入会金を無料として
額の入会金を添えて代表に提出し、承認を受けなけ	し、役員の承認を受けなければならない。	いる対応を継続し、改編された
ればならない。		役員による承認手続きを行うべ
		く変更する。
<会 費>	<会 費>	
第7条 会費は、別に定めるところにより、会費を納入しなけ	第7条 会費は、年度事業の必要に応じて徴収を検討する。	○暫定的に会費を無料としてお
ればならない。	既納の拠出金は、返還しない。	り、主たる事業は隔年開催の学
既納の会費その他の拠出金は、返還しない。		術大会の開催と運営であるた
		め、必要に応じて徴収を検討と
第2章 会 員	第2章 会 員	すべく変更する。
<退 会>	<退 会>	
第8条 会員は、退会届を代表に届け出ることにより、退会す	第8条 会員は、退会届を事務局に届け出て、 <mark>役員会議の承認</mark>	○役員改編に伴い、体制に即し
ることができる。	により退会することができる。	た記載とすべく変更する。
<除 名>	<除 名>	
第 9 条 会員が次の次号のいずれかに該当するときには、代	第9条 会員が次の次号のいずれかに該当するときには、会長、	○役員改編に伴い、役員表記を
表、副代表、事務局の同意により、これを除名する	副会長、理事の同意により、これを除名することがで	変更する。
ことができる。ただし、弁明する機会をあたえなけ	きる。ただし、弁明する機会をあたえなければならな	
ればならない。	٧٠,	
(1) 本会の名誉を傷付け、又は本会の目的に違反	(1) 本会の名誉を傷付け、又は本会の目的に違反する行為	○会費の徴収を行っていないた
する行為があったとき	があったとき	め、(2)を記載なしとする。
(2) 会費を1年以上滞納したとき		
	I .	

第3章 役 員

<役員の種別及び員数>

第10条 本会に次の役員を置く。

代表1名、副代表1名、事務局長1名

<役員の選任>

る。

<役員の職務>

第12条 代表は、会務を総轄する。

2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又 は代表が欠けたときは、あらかじめ代表が指名した 順序でその職務を代行する。

第4章 会議

<構 成>

する会員またはその他の学識経験者をもって構成 する。

<機 能>

第17条 代表会議は以下の事項について議決する。

第5章 資産および会計

<資 産>

第19条 本会の資産は次のとおりとする。

(1) 会費

第3章 役 員

<役員の種別及び員数>

第10条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、理事6名、事務局長1名、監 変更する。 事 2 名

<役員の選仟>

第 11 条 代表、副代表、事務局長は、正会員の中から選任す|第 11 条 会長、副会長、理事、事務局長、監事は、正会員の中| から選任する。

<役員の職務>

第12条 会長は、会務を総轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は「変更する。 会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序 でその職務を代行する。

第4章 会議

<構 成>

第 16 条 代表、副代表、事務局長の役員、および役員が推薦 | 第 16 条 会長、副会長、理事、事務局長、監事の役員、および | 役員が推薦する会員またはその他の学識経験者をも って構成する。

<機 能>

第17条 役員会議は以下の事項について議決する。

第5章 資産および会計

<資 産>

第19条 本会の資産は次のとおりとする。

(1) 事業に伴う収入

○役員改編に伴い、役員表記を

○役員改編に伴い、役員表記を 変更する。

○役員改編に伴い、役員表記を

○役員改編に伴い、役員表記を 変更する。

○役員改編に伴い、表記を変更 する。

○会費の徴収を行っていないた め、(1)を記載なしとする。

- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

<会 計>

- 目に終わる。
 - 2. 事務局長は本会の運営、財産の状況を役員会議に 報告する。
 - 3. 本会の決算および予算は役員会議の承認を得るも のとする。

第6章 定款の変更ならびに解散

<会則の変更>

後に決定する。

<本会の解散>

第22条 本会の解散は、代表会議の議を経て、同意を得た後 第22条 本会の解散は、役員会議の議を経て、同意を得た後に に決定する。

- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

<会 計>

- 第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31 | 第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31 | 日に終わることを原則とするが、年度事業において収 支がなければ以下は不要とする。
 - 2. 事務局長は本会の運営、財産の状況を役員会議に報 告する。
 - 3. 本会の決算および予算は役員会議の承認を得るもの とする。

第6章 定款の変更ならびに解散

<会則の変更>

第21条 本会則の変更は、代表会議の議を経て、同意を得た │第21条 本会則の変更は、役員会議の議を経て、同意を得た後 │ に決定する。

<本会の解散>

決定する。

○会費徴収がないこと、主たる 事業の学術大会運営は隔年であ ること、当該大会運営は参加費 のみで収支を完結していること に対応し変更する。

- ○役員改編に伴い、表記を変更 する。
- ○役員改編に伴い、表記を変更 する。